

半田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援するとともに、環境への負荷の少ない循環型社会に変革し、エネルギーの有効活用を図るため、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置した者に対して交付する補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、住宅用太陽光発電システム(以下「システム」という。)とは、次の各号のいずれの要件も満たすものをいう。

- (1) 太陽電池モジュールを使用した未使用のシステムで、低圧配電線と逆潮流有りで連系されていること。
- (2) 太陽電池モジュールの最大出力値(単位はキロワットとし、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計をいう。)が10キロワット未満のものであること。
- (3) 太陽電池モジュールは、財団法人電気安全環境研究所(以下「JET」という。)の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。(IEC(国際電気標準会議)規格に基づき、JETが認証したもの又はIECEE(IEC電気機器適合性試験認証制度)－PV－FCS制度に加盟している海外認証機関が認証したものを含む。)

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者で、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していない者とする。ただし、当該年度において、この要綱による補助を受けたことのある住宅は除くものとする。

- (1) 自ら居住する又は居住する予定の半田市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置する者(以下「設置予定者」という。)
- (2) 自ら居住するために半田市内のシステム付き建売住宅を購入する者(以下「購入予定者」という。)

(補助金の額)

第4条 補助金の対象は、システム(設置前に使用されていないものに限る。)の設置に要する経費とし、その設置年度に限り、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の額は、10,000円に、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値(単位はキロワットとし、小数点以下2けた未満は四捨五入する。ただし、最大出力が4キロワットを超えるシステムにあつては4キロワットを上限とする。)を乗じて得

た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第5条 設置予定者が補助金の交付を受けようとする場合は、システム設置工事の着工前に、半田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) システム設置計画書(様式第2)
- (2) システム設置工事に係る見積書の写し
- (3) 工事着工前の現場写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 購入予定者が補助金の交付を受けようとする場合は、システム付き建売住宅の購入契約前に、交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) システム設置概要書(様式第3)
- (2) システム付き建売住宅の見積書(システムの金額がわかるもの)の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、交付申請書の受付を先着順に行い、交付申請額の合計が予算の範囲を超えたときは、交付申請書を受付しないものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書が提出された場合は、速やかに内容を審査し、要件に適合していると認めたときは、半田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第4)により、交付の決定を申請者に通知するものとする。

(計画変更等の申請)

第7条 前条の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付申請内容を変更する場合又はシステムの設置を中止する場合は、速やかに半田市住宅用太陽光発電システム設置計画変更等承認申請書(様式第5)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、提出を省略することができる。

2 市長は、前項の申請による補助金交付決定額の増額はしないものとする。

3 市長は、第1項の計画変更等を承認したときは、半田市住宅用太陽光発電システム設置計画変更等承認通知書(様式第6)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、システムの設置完了日から30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、半田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第7。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) システム設置概要書(様式第3)

- (2) システムの設置工事又はシステム付き建売住宅の購入に係る領収書（内訳がわかるもの）の写し
 - (3) 電力会社との電力受給契約が確認できる書類
 - (4) システムの設置が確認できる写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する完了日とは、次に掲げる日のうちでいずれか遅い期日とする。
- (1) 電力会社との系統連系・受給開始日
 - (2) システムの設置工事又はシステム付き建売住宅の購入に係る支払が完了した日

（補助金交付額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、速やかに内容を審査し、要件に適合していると認めたときは、補助金交付額を確定し、半田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書（様式第8）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の交付額確定通知を受けた者は、速やかに半田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第9。以下「請求書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（処分承認）

第11条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、当該システムの設置完了日から起算して15年を経過するまでにシステムを処分しようとする場合は、あらかじめ半田市住宅用太陽光発電システム処分承認申請書（様式第10）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又はシステムの設置に関し不正の行為があったとき。
- (2) この要綱又は本補助金に関する市長の指示に違反したとき。
- (3) 第11条の規定に違反して対象システムを処分したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（協力要請）

第14条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年5月18日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間の(財)新エネルギー財団への予約者については、平成16年度の予約者とみなす。

附 則

この要綱は、平成17年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。